

聖籠町車両管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月17日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第24号

聖籠町車両管理規則の一部を改正する規則

聖籠町車両管理規則（昭和53年聖籠町規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（運転記録）」に改め、同条第1項中「運行日誌（第4号様式）」を「運転記録（第4号様式）」に、「は握」を「把握」に改め、同項ただし書及び同条第2項中「運行日誌」を「運転記録」に改める。

第13条を次のように改める。

（点検）

第13条 管理者は、定期に点検整備記録表（第5号様式）により点検を行わなければならない。

- 2 運転者は、自動車の運転開始前に別に定める基準により点検し、その結果を運転記録（第4号様式）に記録しなければならない。
- 3 運転者は、運行終了後に清掃を行い、特にブレーキ系統及びハンドル系統を点検し、翌日の運行に支障のないように努めなければならない。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第12条関係）

第4号様式(第12条関係)											
運 転 記 録								課長(管理者)	課長補佐	係	
車 No. _____											
◎この用紙は一週間ごとに更新しますので続けて書いてください。	月 日	出発・帰庁時刻	行先	用務	使用課	乗車人数	運転者	公有車点検異常 ○・×	出発・帰庁 走行キロメートル	運 転 距 離	備 考 給油場所・給油ℓ・その他
		出発 : 帰庁 :							出発 km 帰庁 km	km	
		出発 : 帰庁 :							出発 km 帰庁 km	km	
		出発 : 帰庁 :							出発 km 帰庁 km	km	
		出発 : 帰庁 :							出発 km 帰庁 km	km	
		出発 : 帰庁 :							出発 km 帰庁 km	km	
		出発 : 帰庁 :							出発 km 帰庁 km	km	
		出発 : 帰庁 :							出発 km 帰庁 km	km	
		出発 : 帰庁 :							出発 km 帰庁 km	km	
		出発 : 帰庁 :							出発 km 帰庁 km	km	

※異常がある場合は、備考欄に記入してください。

第4号様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号（第13条関係）

第5号様式（第13条関係）

管理者（課長）	課長補佐	係

点検整備記録表

車両番号

課名

月		点検整備記録表							車両番号		
月		点検整備記録表							課名		
検印	(管理者)								不良箇所およびその処置		
	点検者								日	不良箇所	処置
点検A	点検箇所	点検内容	曜日								
	前日異常箇所	異常の有無									
点検A	①	タイヤ	空気圧・亀裂・損傷・異常な磨耗・金属片や石などの異物						<p>[点検箇所]</p> <p>[記入上の注意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検の良否は、異常のない場合は○印、異常のある場合は×をつける。 点検及び整備の実施にあたっては、自動車メーカー作成の取扱説明書を参考にする。 点検Bは、「仕様点検基準」により、高速走行（80km/h以上の走行）の予定のないものはおこなわなくてもよいとされるもの。 ◎印の点検箇所は、エアー・ブレーキまたは反射鏡が装着されている場合に点検する。 		
		◎エアー・タンク	タンク内の汚水								
	②	灯火装置	前照灯・尾灯・番号灯・制御灯等 汚れ・損傷								
		方向指示器	汚れ・損傷								
		反射器	汚れ・損傷								
		登録番号標 車両番号標	汚れ・損傷								
	③	ブレーキのリザーバ・タンク	液量								
		ブレーキペダル	踏みしろ・ブレーキのきき・片きき								
		駐車ブレーキ・レバー	引きしろ								
	④	◎空気圧力計	空気圧力の上がり具合・空気圧力								
		◎ブレーキ・バルブ	排気音								
		後写鏡	写影								
②と④	◎反射鏡	写影									
	灯火装置	前照灯・尾灯・番号灯・制御灯等 汚れ・損傷									
点検B	①	方向指示器	点滅具合								
	①	タイヤ	溝の深さ								
		ラジエーターなどの冷却装置	水量・水漏れ								
	③	潤滑装置	エンジンオイルの量								
ファンベルト		張り具合・損傷									
④	燃料装置	燃料の量									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。